

可児市における地域クラブ活動

～（部活動改革：令和6年4月から「地域クラブ活動」がスタートしています！）～

◆部活動改革とは？

国・県の部活動ガイドラインを踏まえ、休日の学校部活動を地域クラブ活動に展開しています。
岐阜県内42市町村においても地域展開が進められています。

休日の学校部活動の段階的な
地域への展開を国が推進！！
『休日の部活動がなくなる』

生徒のみんなは休日も
部活動がやりたい！！
『生徒の希望に応える』

地域の力を借りて
休日の部活動を補完する
『地域クラブ活動の実施』

可児市では、現状の学校部活動が抱える問題と休日の地域展開の問題の両方を解決できる体制整備を進め、「生徒がやりたい活動ができる中学生にとって望ましいスポーツ・文化活動の実施環境の構築」を行い、「生きる力」の育成を図ります。

現 状

- ・チームが出来ない・存続が危ういため、継続的な活動に不安がある。
- ・やりたい部活動が学校にない。
- ・保護者会だけでは持続できない。
- ・指導者が確保できない。
- ・保護者の負担が増えてしまう。 など

対 策

- ・生徒がやりたい活動ができる環境を整備します。
- ・持続可能な活動環境を整備します。
- ・安定した運営・実施ができるように、保護者会の運営に替わり、持続可能な組織運営体制の整備をします。

◆休日の部活動の地域展開受け入れ先

【地域展開種別】

総合型地域スポーツクラブ型

休日の部活動がなくなるため、今までと変わらず持続可能な組織運営を行うことができる体制として、保護者会では持続可能な運営ができないとの意見及び試行実施期間における結果を受け、社会教育活動を実践している総合型地域スポーツクラブを新たな受け皿とし、市が体制整備を行う。

【実施主体】

可児市（事務局：市民文化部 文化スポーツ課）

部活動改革の制度設計・提案・調整、相談窓口など推進主体として管理・運営を行う。実施業務は「地域クラブ活動推進事業」として、一般財団法人可児UNICスポーツクラブ（以下「UNIC」）へ業務委託し実施する。

【運営主体】

一般社団法人可児UNICスポーツクラブ

可児市からの委託によりUNICが運営主体となり、UNICの組織体制を活用した会員登録・管理、指導者登録・管理・報酬支払、保険加入・事故対応等の各種事務を行う。UNICによる持続可能な組織運営体制を構築していく。

◆令和6年4月からの部活動の実施体制

○平日の活動は「学校部活動」

○休日の活動は「地域クラブ活動」

○中体連大会は、学校部活動として出場

○競技団体主催大会は、学校又は地域クラブとして出場

〇〇学校〇〇部						
月	火	水	木	金	土	日
「学校部活動」 (実施:学校) (運営:学校)					「地域クラブ活動」 (運営:UINIC) (実施:可児市)	
〇〇学校〇〇部保護者会						

◆「部活動改革」に伴う活動種別と定義

【平日の活動】

学校部活動

学校教育活動の一環として、スポーツや文化、学問等に興味と関心をもつ同好の生徒が、教職員の指導の下に、平日において自発的・自主的に活動するもの。

【休日の活動】

地域クラブ活動

学校部活動にある種目をもとに中学校区を基本単位として、可児市全体で活動・チーム編成ができる体制（単独型、合同型、オール型）により、UNICに加入（学校の管理外）し、地域指導者の指導の下に、休日に行う活動。（UNICへ加入には、年会費1,000円が必要。）

ジュニアクラブ活動

学校部活動及び地域クラブ活動において、技術の向上や合同での練習機会などさらに充実させたい生徒の希望に答える活動で、学校単位に関わらず、UNICに加入（学校の管理外）して、オール可児での活動・練習を行う地域のクラブ活動。（活動・練習の場であり試合参加はなし）

◆休日の活動体制

休日の活動の受け皿として、UNICが「地域クラブ活動」を設置し、新たな活動環境を整備します。

（一社）可児UNICスポーツクラブ

UNICクラブ活動

各種スクール・講座

- キッズ・ジュニア向けスクール
- 子どもから大人まで一緒に活動できるスクール
- エンジョイスports講座
- 美・リラックス講座 等

スポーツ少年団

- 野球
- バレーボール
- ソフトボール
- バスケットボール
- サッカー
- ホッケー 等

運営：UNIC 実施：UNIC

地域クラブ活動（市委託事業）

- 単独型地域クラブ活動
 - ・蘇南中地域クラブ活動
 - ・中部中地域クラブ活動
 - ・西可児中地域クラブ活動
 - ・東可児中地域クラブ活動
 - ・広陵中地域クラブ活動
- 合同型地域クラブ活動
- オール型地域クラブ活動

ジュニアクラブ活動

- オール可児を対象とした技術向上・練習機会の提供

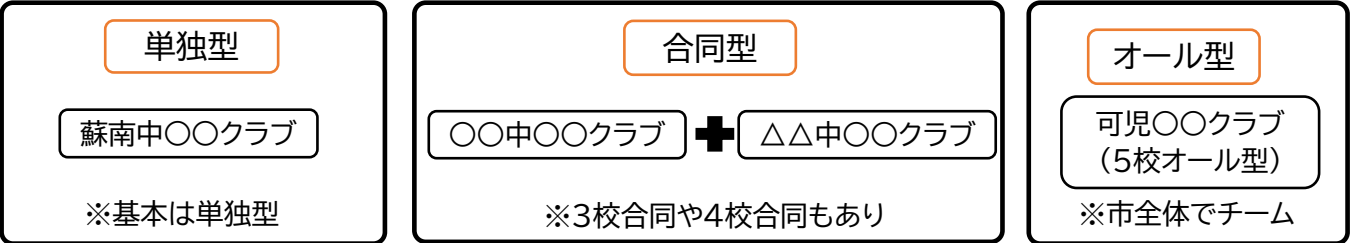
プラスワン活動（保護者クラブ）

- 保護者会が運営・実施主体となり活動するプラスワン活動

運営：UNIC 実施：可児市

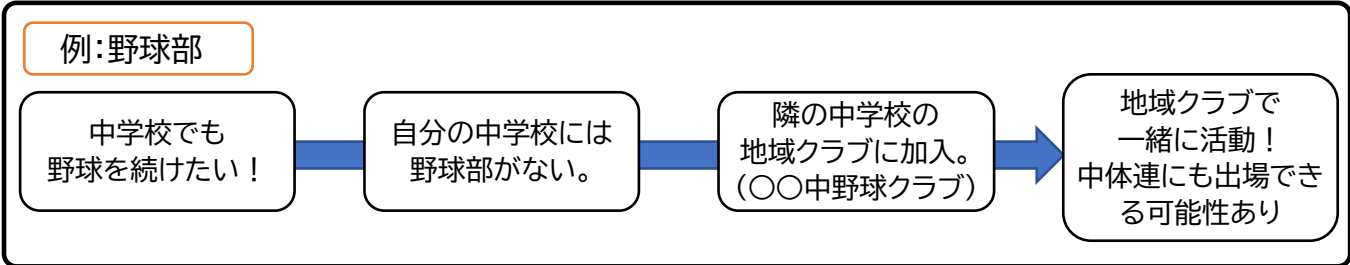
◆可児市全体で活動・チーム編成ができる体制

◆地域クラブ活動の活動パターン1(単独型・合同型・オール型)



部活動にある種目において市全体でチーム編成を行うため、生徒数の減少や部員数の減少などによる活動の継続に対する不安を解消し、やりたいスポーツ・文化活動ができるように可児市全体で部活動ができる環境を整備する。

◆地域クラブ活動の活動パターン2(拠点校型)

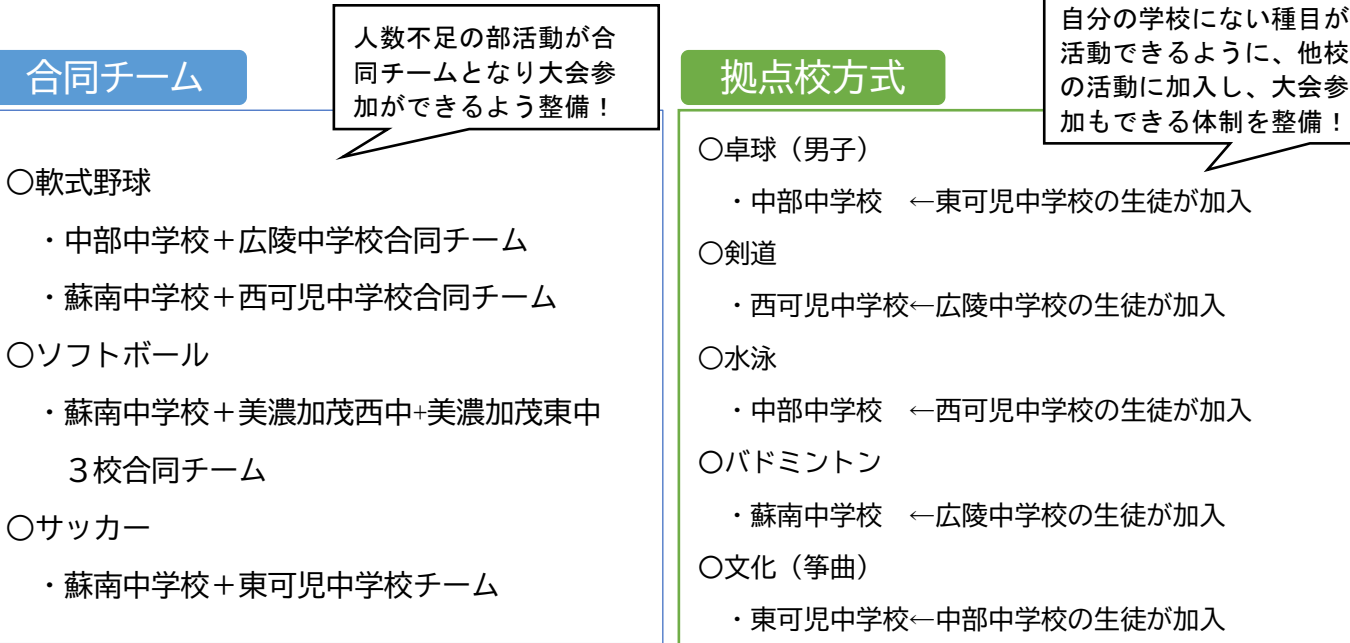


自分の中学校にやりたい部活動がないため活動を断念することがないように、他校の地域クラブ活動に加入・参加できる環境を整備する。
なお、中体連に参加できるように体制整備を行う。

※合同チームや他校参加については、原則学校部活動として中体連に参加できるよう合わせて整備を行う。

◆令和7年度の合同チーム・拠点校方式の体制！！

人数不足や自分の学校にやりたい種目がない場合でも、生徒がやりたい活動ができるように入部希望を聞き、各中学校と協議・調整した結果、令和7年度では以下の合同チーム・拠点校方式を設置し、生徒の希望に応える体制整備を行いました。



※合同チームや拠点校方式、オール型については、三年生引退時や1年生入部時に合同チームや拠点校方式を見直し、体制整備を行っていきます。

◆今後のスケジュールについて

まずは「休日の部活動」を地域クラブに展開！

現在「休日の指導部分」を地域に展開しています。今後、休日における指導部分以外（日程調整や大会参加等）を学校と連携し、段階的に順次地域クラブへ展開していく予定です。

改革実行期間（前期）		改革実行期間（後期）	
STEP1		STEP2	STEP3
令和8年度～10年度		令和11年度	令和12年度～13年度
休日の指導部分以外の地域展開		制度設計期間（平日の改革）	試行実施（平日の改革）
・休日の指導部分以外の地域展開の試行実施 （学校施設予約、練習日調整、大会参加申込・参加の検討） ・会員登録及び出勤簿のデジタル化の実施 ・課題整理、対応、見直し ※令和10年度：国中間評価		・国、県の方針に基づく平日の改革方針の検討 ・運営体制の検討	・平日地域展開の検討を経て、試行実施 ・試行実施から見えた課題整理、対応、見直し ・運営体制の整備

◆休日の部活動を地域クラブ活動へ展開することに関するQ & A

Q1 休日の部活動が地域（UNIC）に展開することで何がかわるのか？

A

- ・基本的にはこれまでと変わりません。休日に学校の部活動がなくなるので、学校が行っていた部分をUNICが担って部活動を地域クラブ活動として継続します。
- ・変わる部分として休日の指導者が顧問から地域指導者になること、休日の活動である地域クラブ活動は、学校の管理外の活動であるため、学校に変わり「保険料の加入・事故対応」「指導者の参加管理・報酬支払」「団体登録」「会員登録」「指導者登録」についての事務についてはUNICに移行します。それ以外の部分は学校が中心となって段階的に展開します。

Q2 活動場所や備品はこれまでどおり中学校を使用できるのか？

A

- ・部活動を補完する活動であるため、これまでと同様に中学校施設・備品を利用できます。
- ・文化部においても、これまでと同様に音楽室等を利用できるようにしています。

Q3 指導者の確保に苦慮しているが、指導者も探してもらえるのか？

A

- ・指導者は「保護者会・指導者・学校からの推薦」を基本としますが、確保できない場合は、市（文化スポーツ課）にご相談、もしくは市HPから地域指導者の公募制度についてご確認ください。

Q4 中体連への参加の扱いは部活動になるのか地域クラブ活動になるのか？

A

- ・中体連は学校での参加となるため学校部活動です。

Q5 市の施設を利用する場合、利用料の減免はあるのか？

A

- ・地域クラブ活動による公共施設の利用料は、カヤバスタジアムや市原産業スポーツフィールド、アーラを除き、一定の条件の下で「減免」となります。

Q6 地域展開により経済的負担が増えるのか？

A

- ・UNICへの加入及び年間1,000円の会費が必要です。UNIC会員として登録するため地域クラブ活動のほか、UNIC既存の各種スクールや講座にも参加できます。（年会費は「各種事務処理のための費用」です。）また、可児市は保護者の負担が高額にならないように、「指導者謝金」「保険料（生徒及び指導者）」の費用は市で負担し、手続きはUNICにて行います。

Q7 地域クラブ活動になることで指導が厳しくなったり練習量が増えたりなどの心配はないか？

A

- ・地域クラブ活動は、学校部活動を補完する社会教育活動です。そのため、部活動と同じく、教育的意義を継承・発展させた活動としています。
- ・指導者においても、指導者講習を受講し、資質向上や生徒の心身の健康管理に努めます。

Q8 合同チームの編成は誰が行うのか？

A

- ・合同チームについては、中体連等の規定に基づく必要があることから、市が調整を行い、各中学校と協議しますが、最終的には該当の中学校が決定します。

Q9 地域クラブ化に伴い、他校や他地区の生徒も参加できるクラブになるのか？

A

- ・本市の地域クラブ活動は、学校部活動を補完する活動と位置付けており、いわゆる「クラブチーム化」するものではありません。従って、正規に合同チームや拠点校部活として認められている場合や合同練習を行う場合等を除き、他校や他地区の生徒が参加することはありません。

Q10 平日の活動がないため、保護者が中心となって活動しているが、減免や保険はどうなるのか？

A

- ・地域クラブの生徒全員を対象とし、保護者が中心となって行う活動は「プラスワン活動」といい、地域クラブ活動の1つに位置付けています。UNICに団体登録して活動する必要がありますが、施設利用料の減免や保険適用については、通常地域クラブ活動と同じです。

【お問い合わせ】

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地

可児市市民文化部文化スポーツ課 文化係

TEL:0574-62-1111（内線2433.2434） e-mail:sports@city.kani.lg.jp



部活動改革の詳細はHPでチェック！